

新旧対照表

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年規則第54号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(条例第8条第1項第3号に規定する規則で定める事業)</u></p> <p>第1条の5 <u>条例第8条第1項第3号に規定する規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。</u></p> <p>(1) <u>地震時等に著しく危険な密集市街地を含む地区の防災性を向上させるため、市長が別に定める密集市街地防災まちづくり方針（堀江・猫実元町中央地区編）に基づき、堀江及び猫実地区の防災拠点、避難路等を整備する事業</u></p> <p>(2) <u>将来行う密集市街地の住環境の改善、防災機能の向上等を目的とした事業のため、必要な土地を確保する事業</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和8年6月1日から施行する。</u></p>	